

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、仕様書、図面等及びその他委託者の指示（単価契約にあつては履行数量、履行期限等に関する指示を含む。以下これらを「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の委託業務を契約書記載の契約期間内に行うものとし、委託者は、その契約代金（単価契約にあつては履行完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 この委託業務を完了するために必要な一切の手段（以下「履行方法」という。）については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任により定める。
- 4 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第3条 受託者は、業務上知り得た委託者の業務内容及び個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約の終了又は解除後も同様とする。
- 2 受託者は、委託者から貸与を受けた個人情報その他関係資料について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 当該業務の目的外に使用すること。
 - (2) 第三者に閲覧、貸出し等の提供をすること。
 - (3) 委託者の許諾なく複写又は複製すること。
- 3 受託者は、磁気ファイル等の特性に留意し、委託業務に係るデータ処理、保管及び移転に際しては、データの管理が適正に行われるよう、万全の注意を払わなければならない。
- 4 受託者は、委託業務に係る個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い、問題解決に向けて確実に対策を講じなければならない。
- 5 受託者は、委託者から貸与を受けた個人情報その他関係資料について、当該資料に係る業務の終了後、速やかに委託者に返却しなければならない。委託者の許諾を得て複写又は複製した資料等についても同様とする。
- 6 受託者は、従事作業の範囲、作業責任区分等を明確にしなければならない。
- 7 委託者が本業務委託契約に係る個人情報の保護に関し検査を行うときは、受託者はこれに応じなければならない。
- 8 受託者が第1項又は第2項の規定に違反したときは、委託者は受託者の商号又は名称、当該違反の事実を公表することができる。

(契約の保証)

- 第4条 委託者が必要と認めるときは、受託者は、この契約の締結と同時に契約金額（単価契約にあつては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下、第20条及び第24条において同じ。）の100分の10以上の契約保証金を委託者に納付しなければならない。
- 2 委託者は、受託者がこの契約の履行を完了し、かつ、委託者の検査に合格したとき（単価契約にあつては契約期間が満了したとき）、若しくは第21条第1項又は第22条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者の請求により契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を返還する。
- 3 委託者は、契約保証金について利息を付さない。
- 4 受託者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、

当該保険契約は第 20 条第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(一般的損害等)

第 5 条 この契約の履行に関して契約期間中に生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(再委託の禁止)

第 6 条 受託者は、この契約について業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、再委託の制限の対象となる業務の範囲に関し、仕様書に特段の定めがある場合は、それに従うものとする。

(支給材料)

第 7 条 受託者は、委託者が支給した材料があるときは善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(履行報告)

第 8 条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(監督)

第 9 条 委託者は、必要と認めるときは、立会い、指示その他の方法により、受託者の履行状況を監督することができる。

(検査及び引渡し)

第 10 条 受託者は、仕様書で指定された期間又は部分の業務を完了したとき、若しくは委託業務のすべてを完了したときは、委託者に直ちに通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

3 受託者は、あらかじめ委託者が指定した場合は、指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

4 受託者は、第 2 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 第 2 項の検査に直接必要な費用は、すべて受託者の負担とする。

6 受託者は、第 2 項の検査に合格をしたときをもって当該検査に合格した部分に係る業務の履行を完了したものとする。

7 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅延なく当該給付にかかる目的物を委託者に引き渡すものとする。

(再履行)

第 11 条 委託者は、受託者が前条第 2 項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちにこれを履行しなければならない。この場合において、再履行が完了したときは、委託者に通知し、検査を受けなければならない。

3 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の検査について準用する。

(履行期限の延長等)

第 12 条 受託者は、委託業務を履行期限までに完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰することができないものであるときは、委託者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(遅延違約金)

第 13 条 受託者の責めに帰すべき理由により委託業務を履行期限までに完了することができない場合において、履行期限を経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額（単価契約にあつては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。

3 前項の規定は、第 11 条第 1 項の規定により再履行を命じた場合において、再履行の完了が履行期限を越える場合について

準用する。

4 第2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約不適合責任)

第14条 受託者は、引き渡した目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、前項に規定する契約不適合責任について、受託者にその履行を請求することができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、委託者又は受託者は相手方と協議の上、契約金額(単価契約にあっては単価)その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第16条 受託者は、委託業務の履行が完了し、かつ、委託者の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 委託者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

3 委託者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受託者に対して支払金額につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した金額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(部分払)

第17条 委託者は、必要と認めるときは、三鷹市契約事務規則(昭和39年三鷹市規則第14号)の規定に基づき、受託者の請求により部分払をすることができる。

(契約内容の変更等)

第18条 委託者は、必要と認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第19条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 受託者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 受託者が指定期日以内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。

(3) 受託者が正当な理由なく、第11条第1項の再履行がなされないとき。

(4) 受託者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施に当たり職員 の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号のほか、受託者が、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第19条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第22条の規定によらないで、受託者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条もしくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) この契約に関して、受託者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第48条から第57条までの規定、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条若しくは第180条の規定、又は三鷹市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年三鷹市条例第29号）第54条、第55条若しくは第57条の規定により処罰されたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議による解除）

第21条 委託者は、必要と認めるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により、委託者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第18条第1項の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除される場合に準用する。

（解除等に伴う措置）

第23条 委託者は、この契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。

- 2 受託者は、この契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。
この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有又は管理する物件があるときは当該物件を撤去し、履行場所等を原状に復さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復に異議を申し出ることができない。
- 5 前項の規定による委託者の処分又は原状回復に要した費用は、受託者の負担とする。
- 6 第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第19条、第19条の2又は第20条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第21条又は前条の規定により契約が解除された場合においては、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

- 第24条 受託者は、この契約に関して、第19条の2第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第19条の2第11号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

- 第25条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義の決定等)

- 第26条 この契約書の条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。